

でんきの月連絡協議会運営規約

第1章 総則

(設置)

第1条 わが国の電気・電子技術の学術・産業における実績や成果はきわめて高く、社会を支える技術として重要な役割を果たしているにもかかわらず、それに対する認識と理解は必ずしも高くない。このような現状を改善するために、電気・電子技術に関係する諸団体・組織で、情報交換を行いながら活動を盛り上げるための議論の場として「でんきの月連絡協議会」(以下協議会という)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、委員団体間の情報交換と連携・協力を促進することにより、若い世代に電気・電子技術の魅力、おもしろさ、可能性を伝え、あわせて電気・電子技術が学術・産業など社会のあらゆる面において大きく貢献していることに対する一般の方の理解を深めることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するために次の活動を支援促進する。

- (1) 実施している各行事を「電気・電子技術を見つめ直すキャンペーン月間：でんきの月」の活動の一環と位置づけ、様々な形で広報
- (2) 賛同が得られる企業・団体等への、キャンペーン協賛活動への協力依頼
- (3) その他、協議会の目的遂行に必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、社団法人電気学会内に置く。

第2章 会員

(資格)

第5条 会員は、協議会の目的に賛同し、参加することを申し出た団体・企業等とする。

(協力会員)

第6条 協議会は、会員の他にその活動を支援する協力会員を置く。

(年会費及び会計)

第7条 年会費、会計については、別途定める。

(運営体制及び定員)

第8条 協議会に次の運営責任者を置き、適宜幹事会を開催する。

- (1) 主査 1名
- (2) 幹事 若干名

(選任)

第9条 主査は、協議会の議を経て選任する。

第10条 幹事は、協議会の議を経て会員の中から選任する。

(開催)

第11条 協議会は、年2回程度開催する。その他開催の必要が生じた場合には幹事会の判断により開催する。

(実施細則)

第13条 この規約に定めのない事項は、協議会の議を経て別に定める。

付則

1. この規約は平成21年12月17日より施行する。